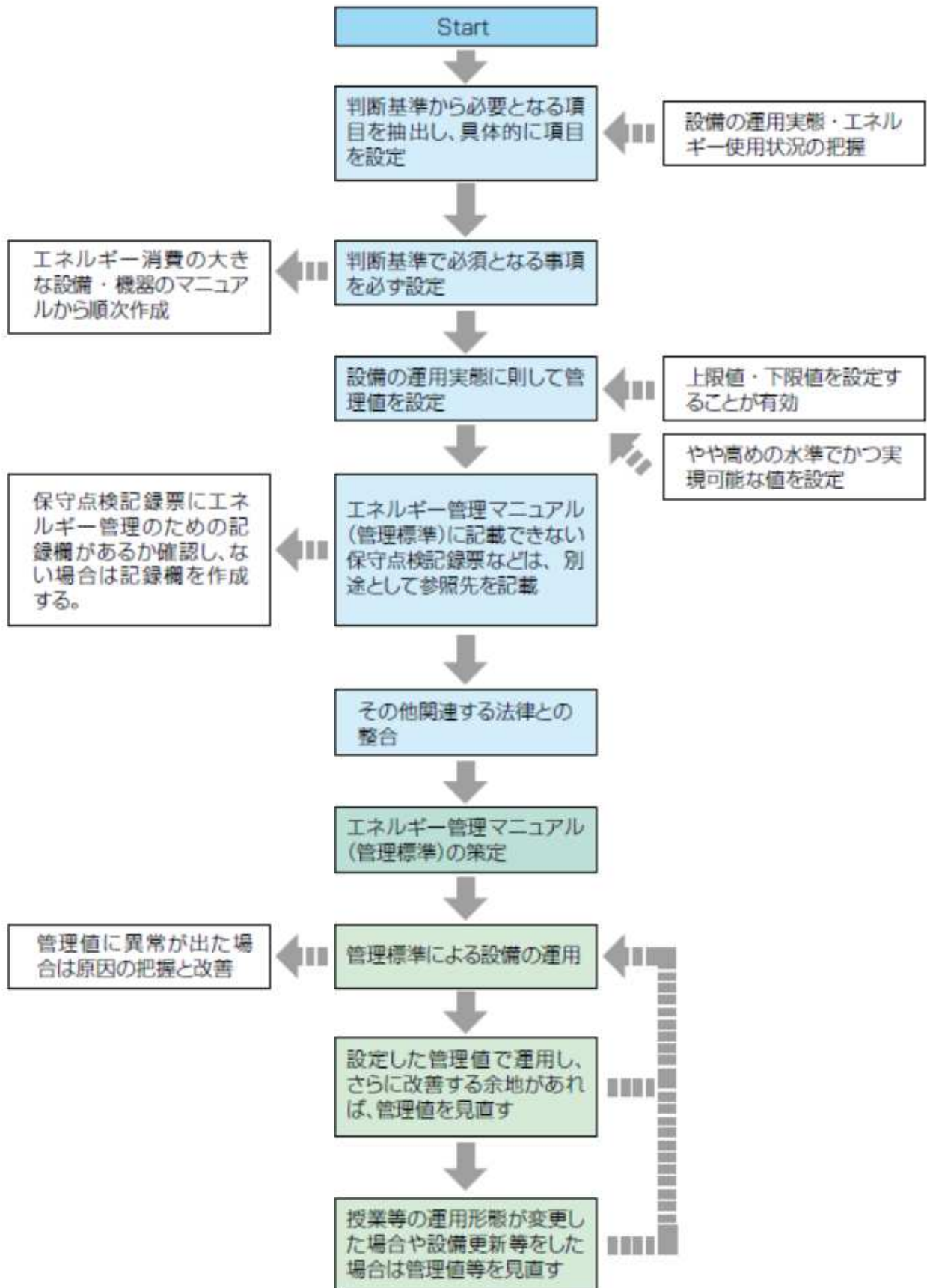


対 策 の 内 容		★管理標準の作成	
㊤ 運用対策 B 設備導入等対策	区分番号	1102、3102	
	小分類	管理基準の作成・変更	
現 状	<p>エネルギーを消費して生産しているが、管理は担当者に任せている。          担当者は、取説を参考に独自の考えを織り込んで運用メモをもっているようだ。          設備の運転効率化を指導したいが、基準になるものがない。          担当者の高齢化対策として若年層に技術を引き継がせなければならない時期である。</p>		
対 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー消費に関する重要設備の運用方法を整理(標準化)する。</li> <li>● 標準化の内容を整理して「管理基準」にまとめる。</li> <li>● 管理基準を引用すれば、誰でもエネルギー使用量をほぼ最小に抑えて生産を行うことができるようにする。</li> </ul>		
対 象 設 備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省エネ法告示判断基準で「管理基準」の作成が必須とされる設備            ①燃焼設備、②熱利用設備、③廃熱回収設備、④発電専用設備及びコージェネレーション設備、⑤受変電設備及び配電設備、⑥電気使用設備</li> <li>2. 事業者の判断で「管理基準」を作成する主な設備            ①エネルギー使用比率が比較的高い設備、②生産上重要度の高い設備、③運用や設備構造が複雑な設備、④操業を従業員の経験や勘に頼っている設備</li> </ol>		
「管理基準」に記す内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的、適用範囲、対象設備を明確にする。</li> <li>2. 制定、改訂時期、作成者、照査者、承認者を記録に残す。</li> <li>3. 標準化項目は①運転管理、②計測記録、③保守点検、④新設措置とする。</li> <li>4. 表題の設備について、標準化項目毎に、内容、判断基準番号、管理基準、参照マニュアル等を明らかにする。</li> </ol>		
「項目」欄の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運転管理:総合効率の向上を図るためになすべき事項</li> <li>2. 計測記録:効率の監視、改善に必要なデータの特定</li> <li>3. 保守点検:効率の維持・向上に関する事項</li> <li>4. 新設措置:設備更新を行う場合に留意すべき事項</li> </ol>		
「判断基準」欄の内容	「内容」欄の各事項が、省エネ法告示「判断基準」の何に該当するかを示す。		
「管理基準」欄の内容	当該設備の使用で基準になる項目、内容、留意点を記す。		
「参照マニュアル」欄の内容	「内容」を「管理基準」内に収めるための方法、確認対象を示す。		
改訂履歴	改訂年月日、改訂内容、作成と承認		
制定年月日	承認、照査、作成、制定年月日、実施年月日		

## 管理標準作成フロー図



(出典:文部科学省「実務管理者に求められる省エネルギー対策」)

参考書式

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		「〇〇設備」管理標準 (例)			整理番号： _____		
					改訂：	頁：1/1	
1. 目的							
2. 適用範囲							
項目	内 容			判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル等	
運転管理							
計測記録							
保守点検							
新設措置							
改訂履歴	改訂年月日		改定内容			作成	承認
承認		照査		作成		実施年月日	
						制定年月日	

## 解説

### 1. 省エネルギー法と判断基準、管理基準の位置付け

#### [判断基準と管理基準]

国は、エネルギーを使用する事業者の判断の基準となる具体的な事項を設備ごと定めている（判断基準）。事業者は、判断基準に従ってエネルギー使用合理化のために①運転管理、②計測・記録、③保守・点検に関する管理要領（マニュアル）を定めなければならない。このマニュアルを「管理基準」という。

### 2. 管理基準の内容

#### (1) 管理基準の制定を簡略化あるいは省略も可能な設備

- ① エネルギーの使用量がある一定以下の設備
- ② 運用上変化のない設備
- ③ 生産上重要度のレベルが低い設備

#### (2) 管理基準に織り込むべき内容

「どんな人でもそれさえ見ればエネルギー使用量をほぼ最小に抑えて生産することができる設備の運用方法を示したマニュアル」となることが望ましい。

具体的には

- ① 個々のエネルギー関連設備についての特性、機能等に応じて使用エネルギーが極力最低限に抑えられる様な運用・管理のポイントや留意点を記述したもの。
- ② 重要な管理項目については管理値、標準値を設定する。
- ③ 自動制御やコンピュータ制御の場合は制御の目標値等を示しておく。
- ④ 管理値、標準値を設定した事項については定期的な計測と記録を実施する。計測値の記入に際して管理値・標準値と対比チェックできるようにし、計測値が管理値などから外れた場合にはそのアクションについて記入ができるような欄も設ける。
- ⑤ 自動制御やコンピュータ制御の場合も重要管理事項については一定時間ごとに測定記録値をアウトプットするようにしておく（記録を残しておく）。
- ⑥ 設備の故障や劣化を防ぐため、重要設備については保守点検の要領やポイントを明示し、周期を設定して、定期的な保守点検を行う。
- ⑦ 保守点検についても、保守・点検簿に実施日、保守・点検・修理等の内容や結果を記録する。